

○豊明市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊明市都市緑化推進事業補助金(以下「補助金」という。)は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、豊明市補助金等交付規則(昭和48年豊明市規則第34号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽及びその他の緑化のための施設並びにこれらに附属して設けられている園路、土留その他の施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において、私有地の建物若しくは敷地(以下「敷地等」という。)の緑化を進める緑化事業又は私有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う私有樹林地活用型事業で、次の要件を満たすもの。
 - ア 緑化事業については、緑化面積が50平方メートル以上(生垣については、延長15メートル以上)であること(生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。)
 - イ 私有樹林地活用型事業については、事業面積が50平方メートル以上(既存私有樹林地200平方メートル以上)であること。
 - ウ 緑化施設評価表(別表第1)による基準を満たすものであること。
 - エ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

オ 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りでない。

カ 申請者が緑化又は整備する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

キ プランターその他移動可能なものを使用していないこと。

(2) 住民参加緑づくり事業 住民団体等が市内の公有地において住民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動、体験学習又は都市緑化の普及啓発を実施する事業で、次の要件を満たすもの

ア 参加者が延べ50人以上であること。ただし、市民団体等の活動に講師の派遣をする事業にあつては20人以上とする。

イ 営利を主たる目的としないこと。

ウ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ 授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、それらの額が社会通念上低廉であること。

オ 事業を実施する住民団体等（以下この項において「事業実施団体」という。）の構成員が自主的、かつ、主体的に取り組むこと。

カ 事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ 事業実施団体の規約、会則等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

ク 事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。

ケ 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

2 前項の事業は、第8条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、第12条に規定する日までに実績報告の手続が完了するものでなければならない。

- 3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は、対象としない。
- 4 古木・銘木等の樹木単価又は大径木の運搬・植付け等の植栽費用が極めて高額なものは、対象としない。
- 5 緑化又は整備を行う敷地等について、他の法令等による緑化義務が存する場合は、その義務の範囲内に限り、補助の対象としない。

(補助対象者)

第4条 申請者は、前条の事業を行う予定であるものであって、市税の滞納をしていないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっているもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、1000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額が10万円未満であるときは、これを交付しない。

(交付対象経費における消費税の取扱い)

第6条 交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあつては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

- (5) 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第3に掲げる法人
 - (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
 - (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
- （交付申請）

第7条 申請者は、事業に着手する前に、豊明市都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1-1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1-2号）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業内容を表す図面、着手前写真等
- (4) 事業に要する経費の見積書
- (5) 収支予算書
- (6) 敷地等の所有者の承諾書
- (7) 公有地の管理者の承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、豊明市都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、豊明市都市緑化推進事業変更承認申請書（様式第3号）に事業の変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第10条 市長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊明市緑化推進事業変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第8

条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(事業の廃止)

第11条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、豊明市都市緑化推進事業廃止届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、豊明市都市緑化推進事業実績報告書(様式第6-1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第6-2号)

(2) 行祭事に使用した配布資料等の控え(住民参加緑づくり事業の場合に限る。)

(3) 事業に係る図面(平面図、緑化構造図等)

(4) 事業着手前及び事業完了後の写真

(5) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの

(6) 収支決算書

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、豊明市都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 前項において、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の取消しを行うことができるものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条第1項の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、速やかに豊明市都市緑化推進事業補助金請求書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第15条 補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板(様式第9号)を事業施工箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の維持管理)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後適正な緑化施設の維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当事業から取得した財産を、市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、規則第14条第2項の規定によりその交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。